

多摩南部地域病院における宗教上の理由に関する輸血拒否の基本指針

当院では、宗教上の理由により輸血を拒否する患者さんに対して、倫理委員会の決定に則り、以下のように相対的無輸血の方針により対応いたします。

- 1 治療にあたり、できる限り輸血を行わないための努力をいたします。
- 2 輸血をする可能性がある治療の前には、できる限り十分な説明をした上で、輸血の同意をいただく努力をいたします。
- 3 輸血なしでは生命の維持が困難になった場合には、生命尊重の立場を優先し、輸血を行います。
- 4 上記の相対的無輸血の方針に従っていただけない場合には、当院における治療は困難であることを説明し、転院支援を行います。
- 5 絶対的無輸血を誓約する免責証明書には署名・捺印はいたしません。

(注)

【相対的無輸血】

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には、輸血をするという立場・考え方

【絶対的無輸血】

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方

平成27年1月13日

多摩南部地域病院 病院長